

公共施設再配置計画第2期基本計画前期実行プラン案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和4年1月29日（土）から同年2月28日（月）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月1日号及び市ホームページ

3 計画案の公表方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 行政経営課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による。

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

| 内容分類 | 件数 | 意見への対応区分（※） | | | | |
|-------|----|-------------|---|----|---|----|
| | | A | B | C | D | E |
| 前書き | 1 | | | | 1 | |
| 第1章 | 11 | 3 | 1 | | 6 | 1 |
| 第2章 | 36 | | 3 | 14 | 1 | 18 |
| 第3章 | 6 | | 1 | 5 | | |
| その他全般 | 15 | | 2 | 9 | | 4 |
| 計 | 69 | 3 | 7 | 28 | 8 | 23 |

※ 意見への対応区分

- A : 意見等の趣旨等を計画に反映したもの
- B : 意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの
- C : 今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D : 計画に反映できないもの
- E : その他（感想、質問等）

秦野市公共施設再配置計画第2期基本計画前期実行プラン(案)に対する意見 (市民等からのご意見・ご提案等一覧)

※ 意見への対応区分

- A: 意見等の趣旨等を計画に反映したもの
- B: 意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの
- C: 今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D: 計画に反映できないもの
- E: その他(感想、質問等)

| No. | 該当章 | 該当ページ | 御意見・提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-----|-------|---|----|--|
| 1 | — | — | パブコメの解答用紙にワード形式を追加してください。 | E | 大変申し訳ありませんでした。今後はワード形式も追加するよう見直します。 |
| 2 | — | — | 受益者負担、不正利用の防止並びに財源確保の観点から、駐車場の有料化を進めるべきです。特にカルチャーパークなどは施設利用者以外の長時間の駐車利用が見られます。公正な負担を検討ください。 | E | 平成28年度から令和2年度までを期間としていた「第3次行革推進プラン」において、駐車場の有料化の検討を行っています。カルチャーパークについては、令和元年度に実施した調査において、駐車台数が不足している状況ではないことが明らかになっています。また、敷地の一部が国有地のため、有料化の際に購入する必要があることなどから、費用対効果が見込めないと判断しています。なお、令和4年度からカルチャーパーク及びおおね公園は指定管理者制度に移行しますので、指定管理者と協議のうえ、駐車場の適正な利用、管理に努めています。 |
| 3 | — | — | 駐車場及び施設利用料、電柱、自動販売機などの目的外使用料、施設売却益等を財源とする公共施設維持管理基金を設立し、維持管理費の財源確保に努めてください。 | E | 施設の整備、大規模修繕等に関する基金として「公共施設整備基金」を設置しています。この基金には、公共施設の使用料の一定割合や土地の賃借料などを財源として積み立てをしていますので、現在のところ新たに基金を設置する予定はありません。施設の維持管理費の財源確保とされていますが、ご意見にあるような収入は、施設の維持管理や運営に要する事業費の財源としています。 |
| 4 | — | — | 再配置計画の推進による毎年度の効果額について、市民に分かりやすく発信してほしい。 | C | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。第1期基本計画における効果額は、第2期基本計画の70ページ以降に掲載していますが、毎年度の効果額につきましても、情報提供について検討していきます。 |
| 5 | — | — | 公共施設の老朽化は課題ではあるが、改修して大事に使っていくことも考えてほしい。 | C | 現在の施設を更新するまでの間は、必要な改修を実施しますが、単なる長寿命化は起債の償還時期をより人口減少が進んだ時期に先送りすることになると考えています。施設の更新に合わせて、異なる機能を集約していくことになるため、適切な時期に実施できるよう検討を進めています。 |

| No. | 該当章 | 該当ページ | 御意見・提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-----|-------|--|----|---|
| 6 | — | — | 再配置計画は床面積を減らしながら、市民が使いやすい環境を作っていく計画であり、今回の実行プラン案は行政経営における方向性とは言えない。再配置計画の目的をどのように達成していくのか、その考えを示してほしい。 | C | 前期実行プラン(案)は、昨年5月に策定した第2期基本計画の方向性を元に策定しており、令和7年度までの具体的な取組みを示しています。しかし、各施設の具体的な更新時期などを示せていないため、今後は後期実行プランの策定作業を進めていく中で、市民の皆様の意見も伺いながら、より具体的な方向性を示していきたいと考えています。 |
| 7 | — | — | 再配置計画にはメリットもデメリットもある。推進に当たっては職員の理解も必要であり、情報共有を十分にしたうえで、連携して取り組み、後期実行プランに繋げてほしい。 | C | 前期実行プラン(案)の策定に当たり、ヒアリングなどによって施設所管課から意見を聴取しています。今後も、進行管理や後期実行プランの策定作業の中で、情報を共有し連携して進めていきます。 |
| 8 | — | — | 再配置計画第1期基本計画の策定から10年以上が経過している。実行プラン案には持続可能性に着目したSDGsの考えが記載されていないが、記載しておく必要があるのでないか。 | B | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 SDGsの考えにつきましては、第2期基本計画の63ページに「SDGsとの関係」として記載しています。 |
| 9 | — | — | 公共施設は築年数が経過し、古い建物が多くなっている。維持補修には専門職の知識が必要だが、施設所管課と部署が異なるなど、連携が難しい部分もあるのではないか。責任感を持って維持管理に取り組んでもらえるようにしてほしい。 | E | 令和元年度の機構改革において、専門職を集めた公共建築課を設置し、業務の効率化を図っています。また、施設所管課とスムーズに連携できるよう、現在は各施設の担当者を決めています。 今後も引き続き、施設所管課と専門職の連携を図り、老朽化した施設を適切に維持管理していきます。 |
| 10 | — | — | 新たに公民連携の実行プランが位置付けられたが、再配置計画そのものである床面積削減などの部分が分かりにくくなっている。施設の集約化などに当たり、時間だけが消費されるようなことにならないよう、公民連携以外にもしっかりと取り組んでほしい。 | C | 前期実行プラン(案)は、昨年5月に策定した第2期基本計画の方向性を元に策定しており、令和7年度までの具体的な取組みを示しています。 プランの期間中に具体的な施設の更新予定はありませんが、更新時期が集中する将来を見据えて、再配置計画を推進していきます。 |
| 11 | — | — | 前期実行プランには、各施設の具体的な建替え時期などの記載がない。総論や理念であれば総合計画にも記載されているので、施設の具体的な方向性を示すべきではないか。 | C | 前期実行プラン(案)は、昨年5月に策定した第2期基本計画の方向性を元に策定しており、令和7年度までの具体的な取組みを示しています。 ご指摘のとおり、各施設の具体的な更新時期などを示せていないため、今後は後期実行プランの策定作業を進めていく中で、市民の皆様の意見も伺いながら、より具体的な方向性を示していきたいと考えています。 |
| 12 | — | — | 再配置計画を推進していくと、施設の廃止や床面積の削減により、市民サービスが低下するのではないか。できるだけサービスが低下しないよう、市民の意見を聞きながら、丁寧に確実に進めてほしい。 | C | 地域の意見をお聞きし、また、再配置計画の考え方をご理解をいただきながら、可能な限り市民サービスを維持できるよう、計画を推進していきます。 |

| No. | 該当章 | 該当ページ | 御意見・提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-----|-------|--|----|--|
| 13 | — | — | 施設によっては設置目的の利用が優先され、空いている時間があっても使いづらいものもある。利用実態を把握、分析し、市民に情報提供するとともに、市としてもデータを十分に活用して再配置計画の推進に活用してほしい。 | B | 再配置計画第2期基本計画の再配置に関する方針において、「施設の多目的利用」を進めています。利用実績などのデータを活用して、十分な利活用が図られるよう検討していきます。 |
| 14 | — | — | 市民が利用する施設を建替えることで、利便性が上がり、利用者が増える面もあると思う。問題は適正な使用料の設定であり、本来、社会教育施設は無償としてほしいところだが、有償とする場合も市民が利用し易い料金となるよう、建替え時に検討してほしい。 | C | 施設を建替えた場合、建設費用から減価償却費相当額を算出して、管理運営コストに加算するため、現在の使用料よりも高くなると考えられます。 西中学校多機能型体育館と複合化した新たな西公民館の使用料を算定する際には、「更新後の公共施設における使用料の算定に関する基準」を制定し、大幅な使用料の上昇を抑制することとしましたので、基準に照らして使用料を算出します。 |
| 15 | — | — | 公共施設は、地域から親しまれる施設であり、ロビーなどの配置を工夫することで、子どもや高齢者の居場所づくりにもなる。施設の利用者だけではなく、だれもが利用し易い施設となるよう検討してほしい。 | C | 施設の建替えを進める際の参考とさせていただきます。 |
| 16 | 前書き | — | 「前期実行プランの策定に当たって」・3行目「……令和3年度(2021年度)から……」とありますが、令和3年度を終えようとしていますので、「……令和4年度(2022年度)から……」の方が適切だと思います。 | D | 前期実行プラン策定のタイミングは、ご指摘のとおり令和3年度末ですが、再配置に関する取組みに空白期間を設けないため、令和3年度を計画の始期としています。 |
| 17 | 第1章 | 3 | 3ページ・大凡でも秦野市のどこにどんな施設があるのか、大凡でも位置を示した方が市民にとってわかりやすいです。 | A | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 第2期基本計画には、67-68ページに将来イメージと共に大まかな位置を示した図がありますので、こちらを追加します。 なお、2年ごとに改訂し公表している「公共施設白書」では、詳細な位置を記載しています。 |
| 18 | 第1章 | 3 | 3ページ・再配置の対象となる公共施設として、「学校開放」が挙げられていますが、学校開放のハードは小中学校になると思いますので、ここでの記載は必要ないと思います。 | D | ご指摘のとおり小中学校を利用したものですが、小中学校とは別に費用をかけて実施しているため記載しています。 |
| 19 | 第1章 | 6 | 施設の耐用年数を60年とした理由は何でしょうか。本市の公共施設は適切な維持管理がされているとは思いません。定期的な予防保全工事がなされている健全な建物であることが前提の耐用年数ではないでしょうか。不良となっている建物を無理やりに使つていいように思えます。劣化診断等を実施し適切な耐用年数を把握すべき思います。 | B | 一般的な鉄筋コンクリート造の耐用年数を60年としています。 ご指摘のような不良となっている建物を無理やり使用しているということではなく、これまで予算の範囲内ではありますが、維持補修に取り組んでいます。 また、耐用年数については、定量的に明らかにする方法は確立されていませんが、コンクリート躯体（くたい）の劣化状況の調査を実施し、今後の施設更新の検討指標として推定しています。 |

| No. | 該当章 | 該当ページ | 御意見・提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-----|-------|---|----|---|
| 20 | 第1章 | 7 | 7ページ・「オ　ここまでをまとめると」の図の画質が粗くて見づらいです。 | A | ご覧いただいた図がPDF化の際に見づらくなってしまったようです。申し訳ありません。プラン策定後に公表する際には、粗くならないようデータ化します。 |
| 21 | 第1章 | 8 | 8ページ・「2-1　ストックの現状」2行目「……道路や上下水道等の基盤施設を除く……」とありますが、「基盤施設」とは2ページで記載している「インフラ」とは異なる意味でしょうか。同じ意味なら用語を統一するべきです。 | A | ご意見を参考に修正しました。 |
| 22 | 第1章 | 10 | 10ページ・「方針1　基本方針」として「①原則として、新規の公共施設(ハコモノ)は建設しない。建設する場合は、更新予定施設の更新を同面積(コスト)だけ取りやめる。」とありますが、ここ近年で、「はだの丹沢クライミングパーク」、「ミライエ秦野」、「学校給食センター」を整備しているが、コストカットの実績を示すべきです。また、「②現在ある公共施設(ハコモノ)の更新は、できる限り機能を維持する方策を講じながら、優先順位を付けたうえで大幅に圧縮する。」として圧縮した実績、「③優先度の低い公共施設(ハコモノ)は、すべて統廃合の対象とし、跡地は賃貸、売却によって、優先する施設整備のために充てる。」として、統廃合や賃貸、売却の実績を示すべきです。もし、実績がない場合は、少なくとも①の新規整備した分のコストカットについて、明確な道筋を示さないと方針から反していることになると思います。 | D | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 新たに整備した施設につきましては、再配置の方針の原則に反して新たに建設したため、コストカットに該当しません。 今後の再配置計画の推進において、他の施設の更新の際に面積をカットすることになるもので、これが基本方針①後段部分の考え方となります。 また、統廃合や賃貸、売却の実績につきましては、第2期基本計画71ページに、第1期基本計画の評価として実績などを記載しています。 |
| 23 | 第1章 | 11 | 11ページ・【施設更新の優先度】の「義務教育」の「③地球温暖化防止や高齢化社会下における……」とありますが、現在の状況を考えると、「③地球温暖化防止や超高齢社会下における……」の方が適切だと思います。 | D | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 ご指摘の記載は、第2期基本計画からの抜粋であり、前期実行プランで独自に定めた内容ではないため、修正できませんが、令和8年を始期とする後期実行プラン策定の際の参考とさせていただきます。 |
| 24 | 第1章 | 11 | 11ページ・【施設更新の優先度】の「子育て支援」について、「児童館」についても言及するべきだと思います。 | D | 児童館は再配置計画において、地域への移譲などを進めていく「小規模地域施設」に位置付けているため、最優先の機能となる「子育て支援」の中には含まれません。 |
| 25 | 第1章 | 11 | 11ページ・【施設更新の優先度】の「子育て支援」の「②児童ホームについては……」とありますが、これは教育支援室もしくはコミュニティルームを指しているのでしょうか。どれを示しているのか、わかりづらいです。 | E | 児童ホームは、前期実行プラン(案)30ページに記載されています。教育支援教室やコミュニティルームではなく、いわゆる学童保育です。 |

| No. | 該当章 | 該当ページ | 御意見・提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-----|-------|---|----|--|
| 26 | 第1章 | 11 | 11ページ・「方針3 数値目標」2行目「……管理運営費の中で賄うとの仮定の下……」とありますが、「……管理運営費の中で賄うとする仮定の下……」の方が良いと思います。 | D | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 ご指摘の記載は、第2期基本計画からの抜粋であり、前期実行プランで独自に定めた内容ではないため、修正できませんが、令和8年を始期とする後期実行プラン策定の際の参考とさせていただきます。 |
| 27 | 第1章 | 11 | 11ページ・「方針3 数値目標」4行目「……ハコモノの更新費用を賄えるのかをシミュレーション……」とありますが、「……ハコモノの更新費用を賄えることができるかシミュレーション……」の方が良いと思います。 | D | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 ご指摘の記載は、第2期基本計画からの抜粋であり、前期実行プランで独自に定めた内容ではないため、修正できませんが、令和8年を始期とする後期実行プラン策定の際の参考とさせていただきます。 |
| 28 | 第2章 | 17 | 近年西中学校及び公民館の建て替え整備が実施されておりますが、仮囲いや警備員などの安全対策が全くされていません。工事中の仮設足場も公共工事として適正なものとなっていました。設計仕様と異なる工法、仕様で実施した場合、計上した予算が請負者の不当な利益に当たり、住民監査請求の対象となります。適切な工事監理監督を実施してください。適正な支出にも配慮ください。 | E | 建替え事業の際には、長期に渡り近隣住民の方々へご迷惑をお掛けしました。公共工事の安全管理について、適正な予算設計を行うとともに、適切な工事監理に努めます。 |
| 29 | 第2章 | 17 | 17ページ・「④教育の質を担保するため……近隣公共施設との複合化等を検討」について、R6以降は検討結果を反映して、実行に移すと考えいいですか。 | E | 実行に移すというよりも、将来の複合化等の具体的な方向性が出ることを想定しています。 |
| 30 | 第2章 | 17 | 17ページ・特記事項の2点目に西中学校多機能型体育館に関わる複合化の課題を把握する必要がある旨の記載がありますが、西中学校多機能型体育館になってから暫く経ちますが、具体的にいつまでに課題を把握することを考えているのでしょうか。今後の複合化施設の建設を検討する際に、すぐにそのフェーズに移る為に早めに課題を把握する必要があると思います。 | E | 課題は常に把握する必要があると考えていますが、竣工後は新型感染症の影響で、学校、公民館、地域などが一体となって実施してきた行事などが中止となっており、具体的な課題が見えにくい状況となっているため、課題の把握を特記事項として記載したものです。 |
| 31 | 第2章 | 17 | 小中学校に義務教育学校の記載があるが、新型感染症の影響で小中一貫よりも分散のイメージが強くなっている。教育委員会としっかりと連携して、方向性を示してほしい。 | C | 再配置計画では、小中学校が将来の地域のコミュニティ拠点となることを想定していますが、建替えの方向性については、教育的な視点も必要であり、教育委員会とも連携して進めています。 |

| No. | 該当章 | 該当ページ | 御意見・提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-----|-------|---|----|--|
| 32 | 第2章 | 18 | 18ページ・「幼稚園(8園)」の「③大根幼稚園とひろはたこども園の複合化の検討」とありますが、特記事項を見ると既に複合化については決まっているみたいなので、「検討」という記載は適切ではないように思います。 | C | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 ご指摘の記載は、第2期基本計画策定時である令和2年度の状況であり、前期実行プランの策定に合わせて修正することはできませんが、令和8年を始期とする後期実行プラン策定の際の参考とさせていただきます。 |
| 33 | 第2章 | 18 | 18ページ・「幼稚園(8園)」の特記事項について、いつまでにどの程度検討するのか、大凡でも記載するべきだと思います。 | B | 大根幼稚園は令和4年度にひろはたこども園に統合されるため、「早急に」と記載しています。 |
| 34 | 第2章 | 18 | 施設別事項に大根幼稚園の跡地利用の記載があるが、具体的な活用などがわからない。市に利益をもたらすような活用を検討してほしい。 | C | 再配置計画第2期基本計画では、再配置に関する方針の基本方針③で、「跡地は賃貸、売却によって、優先する施設整備のために充てる」としています。大根幼稚園敷地は借地も含まれていますので、この取り扱いも含めて、跡地の活用を検討することになると考えています。 |
| 35 | 第2章 | 20 | 20ページ・「児童館(17館)」について、各方向性（特に①・②）を設けるにあたって、児童館の利用率などの情報収集をしているのでしょうか。それを踏まえて、広く考えるべきだと思います。 | E | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 利用の状況などの情報は収集しており、第2期基本計画の施設別事項や、公共施設白書に記載しています。 |
| 36 | 第2章 | 20 | 20ページ・「曲松児童センター」について、特記事項に「定期的企業利用を推進する必要があります。」とありますが、前回計画などから記載されているままですが、具体的にどのように推進、検討するのでしょうか。 | E | これまで、利用者を広報はだのなどで募集していましたが、その他の方法も含めて、制度を広く周知していくことを検討していきます。 |
| 37 | 第2章 | 20 | 児童館は少子化により利用者が減っているので、高齢者施設に転換していくべきではないか。 | D | 児童館は、再配置計画第2期基本計画の施設更新の優先度において「その他」に位置付けている施設であり、機能を維持する場合には近隣の施設に移転していくことになります。また、地域への移譲が可能な「小規模地域施設」でもあり、建物の移譲のほか、移譲後に開放型自治会館として、地域での貸館機能の補完をしていただくことも考えています。 |
| 38 | 第2章 | 22 | 令和4年度に指定管理者制度を導入する文化会館について、大規模改修のアドバイス業務も含まれているが、競争原理が働くよう、アドバイスをした事業者と改修工事を受注する事業者が同一にならないように配慮して進めてほしい。 | C | 文化会館の大規模改修に当たっては、誤解を招かないよう執行していく必要があると考えています。 |

| No. | 該当章 | 該当ページ | 御意見・提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-----|-------|---|----|---|
| 39 | 第2章 | 24 | カルチャーパークの陸上競技場は、全天候になり利用者も増えている。雨天でも練習可能な補助トラックの設置を検討してほしい。 | E | 御意見を施設所管課に伝えます。 |
| 40 | 第2章 | 24 | 陸上競技場の時計が夜間だと見えにくい。また、川沿いの駐車場の入り口看板も周囲が明るいため、目立たず分かりづらい。改善してほしい。 | E | 御意見を施設所管課に伝えます。 |
| 41 | 第2章 | 25 | 開放型自治会館の課題解決に向けた検討を行う、ということだが、学校開放の予約管理や鍵の引き渡しも課題だと思われる。クラウド型の予約システムを導入する、近くの公民館で鍵を管理するなど、使いやすい環境となるよう検討してほしい。 | C | 学校開放につきましては、予約や鍵の引き渡しの負担が課題であると認識しています。現在は、予約システムの導入など、より利用し易い環境の整備に向けて検討を進めています。 |
| 42 | 第2章 | 26 | 26ページ・「本庁舎、西庁舎及び東庁舎」について、建替え計画や積立ての実施などの旨の記載がありますが、耐震補強工事を行ったところだと思いますが、建替える予定があるということでしょうか。 | E | ご指摘のとおり、本庁舎につきましては、平成30年度までに耐震補強工事を終えています。 具体的な建替え計画はありませんが、築50年以上が経過しているため、建替えの計画などを長期的な視野で検討する必要があることから、このような記載としています。 |
| 43 | 第2章 | 26 | 市庁舎について「検討する」としか記載がない。耐震改修の際には寿命を15年程度延長できるということだったが、それから数年経過している。もう待ったなしの状況だと思うので、基金への積立てのことも含めて具体的に進めてほしい。また、市庁舎の建替えに関する部署は、公共施設全体を対象としている再配置計画所管課ではなく、別の課が所管するべきではないか。 | C | 本庁舎の躯体(くたい)を構成しているコンクリートは良好な状態であり、更新年は令和25年としているため、具体的な建替え計画はありませんが、行政の中心としての機能、災害対応拠点としての機能を併せ持つ重要な施設であり、財政負担の軽減や平準化につながる取組みについて調査を進めています。 また、建替え計画を具体的に検討していく際には、専門部署の設置も必要になると考えています。 |
| 44 | 第2章 | 26 | 本庁舎は耐震補強の際15年間の延長が目安とされていたが、工事完了からすでに数年が過ぎている。基金もない中で、すぐに庁舎の建て替えができるわけではないので、早期に建替えの検討をスタートしてほしい。 | C | 本庁舎の躯体(くたい)を構成しているコンクリートは良好な状態であり、更新年は令和25年としているため、具体的な建替え計画はありませんが、行政の中心としての機能、災害対応拠点としての機能を併せ持つ重要な施設であり、財政負担の軽減や平準化につながる取組みについて調査を進めています。 |
| 45 | 第2章 | 26 | 本庁舎について、具体的な記載がない。建替えの財源となる基金のことも含めて、具体的に検討していく必要がある。 | C | 本庁舎だけではなく、小中学校や公民館などを含めた、全ての公共施設について、将来の施設の在り方や財政負担の平準化、財源の確保なども考慮し、市民の理解を得ながら、計画的に建替えを進めていく必要があると考えています。 |

| No. | 該当章 | 該当ページ | 御意見・提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-----|-------|---|----|---|
| 46 | 第2章 | 28 | 28ページ・「放置自転車保管場所」について、位置が分かりませんので、管理運営費などに掛かる一般財源負担の内訳もわかりませんが、新東名高速道路の高架下の空き地などを有効活用すれば、経費は多少でも浮くと思います。これに関わらず、新東名高速道路下の高架下の有効活用は必須だと思います。 | E | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 位置や管理運営費などの状況は、第2期基本計画の施設別事項や、公共施設白書に記載しています。 なお、「放置自転車保管場所」は、東名高速道路の高架下を無償で借り受けで設置しています。 |
| 47 | 第2章 | 28 | 市民活動サポートセンターについて、市民が活動するためのスペースであるが、新型感染症の影響もあり十分に活用されていないようだ。位置や在り方も含めて検討してほしい。また、余裕がある施設など、既存の施設で市民が利用し易い場所に機能を移転することなども検討してほしい。 | C | 市民活動サポートセンターは、再配置に関する方針における優先度では、「その他」に区分されているため、その機能は「最優先」や「優先」の機能を確保したうえで、機能を移転する場合には、空き空間を活用することになります。新たな日常なども見据え、再配置計画を推進する中で検討していきます。 |
| 48 | 第2章 | 29 | 29ページ・自治会館の開放については児童館の機能や学童の機能を併有させることも検討するべきだと思います。 | E | 開放型自治会館に移行した自治会館では、児童館機能を併設しているところもありますが、施設自体が自治会所有であり、個別に協議していくことになります。 |
| 49 | 第2章 | 29 | 自治会館について、持っていない自治会が新しく建設できる状況にはないと思うので、既存の施設に自治会が集まるような機能を持たせるなど、自治会の活性化につながるような方法も検討してほしい。 | B | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 地域の活性化につながる取組みとしては、第2期基本計画の56ページで「公民館の総合的な施設への移行」として、地域コミュニティ拠点としてのあり方を検討することとしています。 |
| 50 | 第2章 | 29 | 開放型自治会館について、自治会の負担軽減を検討するということだが、将来を見据えて、しっかりと進めてほしい。 | B | 前期実行プラン(案)のとおり、自治会の負担軽減と一般利用促進のため、課題の解決に向けて検討を進めます。 |
| 51 | 第2章 | 29 | 開放型自治会館として建替えたある自治会館では、建替えに伴い場所が移転し、バス通りから外れて遠くなってしまったと聞いている。自治会館は公共施設よりも身近にあり、高齢者も利用し易い施設だが、開放型自治会館への移行に伴い、このような例があることも承知しておいてほしい。 | C | 自治会館の建替えや開放型自治会館への移行につきましては、公共施設ではないため、設置する自治会が判断するものと考えていますが、今後の取組みの参考とさせていただきます。 |

| No. | 該当章 | 該当ページ | 御意見・提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-----|-------|--|----|---|
| 52 | 第2章 | 30 | 30ページ・「こども園(5園)」について「②早期に残る……委託化推進を検討」とあります。検討期間が長すぎるように感じます。いつまでに検討して、その検討結果などをいつから反映するか不透明です。 | E | これまでに、人事面での配置転換などを実施していますが、職員の退職のタイミングに合わせる必要があるため、導入に時間を要しています。このような状況を「検討」と表記しています。 |
| 53 | 第2章 | 31 | 31ページ・「広畑ふれあいプラザ」について「定期的企業利用」の記載がありますが、具体的にどのような企業が利用する可能性があるか検討を終えていると考えてよいでしょうか。(この施設に限らず「定期的企業利用」の文言を早く記載していますが、どのような企業がどのくらい利用しているのか、どのくらい利用する予定があるかなど、施設の特徴をしっかりと捉えて検討や推進、拡充するか考えるべきだと思います。) | E | 定期的企業利用は、夜間の稼働率が低い時間帯を有効活用し、市民に低額な講座を提供するとともに、使用料収入を確保するため、平成29年10月に制度化しています。「企業」という表記ですが、一般的な会議室を利用した教室を想定しており、法人以外にも、個人で教室を実施する方なども含まれています。今年度は、保健福祉センターにおいて個人二人の利用がありましたが、より利用を広げていきたいと考えているため、対象施設すべてに記載しています。 |
| 54 | 第2章 | 33 | 保健福祉センターなどで実施している夜間の定期的企業利用について、あまり公共施設を利用しない人たち、例えば仕事をしている人が施設を知り、利用するようになるための働きかけになると思うので、制度を積極的に周知してほしい。 | C | 定期的企業利用は、稼働率が低い夜間の時間帯を有効活用し、市民に低廉な価格で講座を提供するもので、保健福祉センター、曲松児童センター、広畑ふれあいプラザの3施設で制度化しています。市の歳入確保という観点からも、制度が十分に活用されることが望ましいため、多くの利用につながるよう、今後も周知方法等について検討していきます。 |
| 55 | 第2章 | 34 | 34ページ・「歯科休日急患診療所」について、検討期間が長すぎるように感じます。いつまでに検討して、その検討結果などをいつから反映するか不透明です。 | E | 第1期計画から引き続いている方向性であり、検討期間が長すぎるという点はご指摘のとおりです。週末に診療している歯科医院もあり、市民のセーフティネットとしての役割と費用負担とのバランスが悪いため、今後も関係部署と検討を進めています。 |
| 56 | 第2章 | 34 | 名水はだの富士見の湯の赤字経営を危惧している。事業者が撤退することがないよう、知恵を絞って対応してほしい。 | E | 公園施設や文化会館が指定管理者制度に移行する令和4年度以降、指定管理者同士の情報交換の場を設ける予定です。指定管理者同士が施設を超えて連携することで、新たな集客も図れると考えています。 |
| 57 | 第2章 | 34 | 弘法の里湯の指定管理導入について、新型感染症の影響を見極めて適切な時期に導入する、とされている。当初の導入予定から引き延ばした分、地域の満足度向上につながる提案が得られるように進めてほしい。 | C | 弘法の里湯については、施設の管理運営のほか、地域の活性化に繋がる取組みを指定管理者にお願いする予定です。しかし、新型感染症の影響により収支が黒字から赤字に転じていているため、事業者からは「現状では積極的に地域活性化に繋がる提案をすることが難しい」との意見をいたいたため、令和5年度としていた導入予定を延期したものです。今後も事業者との対話を続けていく中で、地域の満足度向上につながる提案を得られる適切な時期に導入できるよう、検討を進めていきます。 |
| 58 | 第2章 | 35 | 35ページ・「里山ふれあいセンター」について、「②……事業継続を条件に施設を森林組合に譲渡することを検討」とありますが、何故、森林組合に決めているのでしょうか。利用率等が不透明ですので、わかりませんが、森林組合より利用率を上げができる団体があれば、そちらも検討するべきだと思います。 | E | 里山ふれあいセンターは指定管理者制度で運営しており、現在の指定管理者が森林組合であるほか、里山ふれあいセンターの1室を森林組合に事務所として賃貸しています。このような経過から、初めに譲渡を交渉する相手先は森林組合になると考えていますが、指定管理者も含めて、森林組合しか対象とならないわけではありません。 |

| No. | 該当章 | 該当ページ | 御意見・提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-----|-------|--|----|--|
| 59 | 第2章 | 36 | 36ページ・「駐車場(2か所)」について「②渋沢駅北口駐車場の利用増につながる取組の検討」とありますが、今の文面だとそもそも利用率が低いのであれば、廃止・土地の売却をした方が良いと思いますが、その検討はしたのでしょうか。 | E | 渋沢駅北口駐車場は一般財源の負担はなく、収益を上げていますが、平成17年度をピークに利用が減少傾向にあるため、まちづくりや他の交通機関と連携した取り組みを想定して記載しています。なお、土地は市有地ではなく借地であるため、収益を上げられなくなった場合には廃止も検討する必要があると考えています。 |
| 60 | 第2章 | 37 | ミライエ秦野に「空室を避け、ライフサイクルコストを確実に回収」とあるが、人口減少が続く中で、できるだけ空室を避けるよう努力してほしい。 | E | ミライエ秦野は、施設に要するライフサイクルコストを家賃収入で賄うこととしています。一般財源の負担を発生させないために、ご意見のとおり努力していきます。 |
| 61 | 第2章 | — | 15ページ以降・本ページから第2章として施設別の取組が掲載されていますが、それぞれの施設において課題把握の必要性や検討の必要性が記載されていますが、重要なことはそれを行って、前期実行プラン期末にどれだけの効果を得る予定なのかだと思います。例えば「各施設の床面積を●m ² 減らすこと、経費を●%削減できる予定」や、「●●の課題を把握することで後期実行プランでは、このような取組の実行に移すことができる」などです。 今的内容では課題の把握の必要性や検討の必要性が記載されているだけで、それをどれだけ実行に移して、それがどのような効果に繋がるのか明確になっていません。そのあたりのビジョンも記載するべきだと思います。 | C | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 再配置計画も目的は、前期実行プラン(案)12ページに記載のとおり、削減目標を達成することで更新費用の不足を解消することであり、これがご指摘のビジョンに当たります。 ただし、第2期基本計画及び前期実行プラン(案)では、40年間の過不足について、188.7億円が不足すると見込んでいます。 この不足を解消するため、令和8年度を始期とする後期実行プラン策定時には、各施設の更新時期などを明確にしたうえで、削減目標の再計算を行うとともに、施設ごとの具体的な取組みによる見込みなども明らかにしたいと考えています。 |
| 62 | 第2章 | — | 15ページ以降・一部施設で指定管理者制度の導入及びその検討について記載されているが、何故、指定管理者制度が効率的なのでしょうか。また、「効率的」が指しているのは人員関係なのか、又、経済的に効率的なのかわかりません。 | E | 指定管理者の管理運営に移行することで、施設の管理運営費が削減される効果を想定しています。管理運営費には人件費も含まれています。 |
| 63 | 第2章 | — | 15ページ以降・各施設に記載がありませんが、各施設の利用率など今後の展望を踏まえた再整備の検討をした方が良いと思います。 | C | 本来、前期実行プランは、昨年5月に策定した「公共施設再配置計画第2期基本計画」と一体的に策定するものでしたが、新型感染症の影響などで市民の意見を十分に伺えず、前期実行プランを除いた第2期基本計画を先行して策定しました。 また、現在も新型感染症の影響で十分な意見聴取ができない中、再配置の取組みを推進していく必要があることから、第2期基本計画の方向性に則った前期実行プランを策定することとしたものです。 ご指摘の記載は、第2期基本計画からの抜粋であり、前期実行プランで独自に定めた内容ではないため、修正できませんが、令和8年を始期とする後期実行プラン策定の際の参考とさせていただきます。 |

| No. | 該当章 | 該当ページ | 御意見・提案等の概要 | 区分 | 御意見等に対する考え方 |
|-----|-----|-------|---|----|--|
| 64 | 第3章 | 46 | 将来の市職員の減少も考慮し、指定管理者制度に移行可能なものはすべて移行すべきです。積極的な検討をお願いします。 | B | 第3章は「公民連携の取組み」として、指定管理者制度も含めた、多様な手法を積極的に検討することとしています。指定管理者制度の導入については、民間事業者のノウハウの活用が効果的かどうかなどを考慮して、施設ごとに検討を進めていきます。 |
| 65 | 第3章 | 46 | 効率的な管理運営のため、指定管理者制度の導入が進んでいるが、導入に向いている施設もあれば、向いていない施設もあると思うので、よく検討して進めてほしい。 | C | 現在は、表丹沢野外活動センターについて、令和5年度の導入を目指しているほか、鶴巻温泉弘法の里湯について、導入の検討を進めています。このほかの施設については、民間事業者のノウハウの活用が効果的かどうかなどを考慮して、導入に関する検討を進めていきます。 |
| 66 | 第3章 | 46 | 指定管理者制度の導入を進めているが、現在も改修などの設計ができる職員が不足していると聞く。指定管理することで、このような面で細部のニュアンスが分からなくなるのではないかと危惧している。直営とする施設も必要ではないか。 | C | 現在は、表丹沢野外活動センターについて、令和5年度の導入を目指しているほか、鶴巻温泉弘法の里湯について、導入の検討を進めています。このほかの施設については、民間事業者のノウハウの活用が効果的かどうかなどを考慮して、導入に関する検討を進めていきます。 |
| 67 | 第3章 | 46 | 指定管理者制度の導入が進んでいるが、全てを事業者に任せるとではなく、市がチェックできる体制を整えておく必要があると思う。指定管理者制度を導入しておきながら、3年で直営に戻したことを教訓として、しっかりと連携してほしい。 | C | 過去の教訓を踏まえて、定例的な連絡調整会議や評価の実施などを盛り込んだ「モニタリング指針」を策定する予定です。指定管理者と市で、市民サービスの向上など、新たな価値を創造していくために、任せきりにせず、連携して進めていきます。 |
| 68 | 第3章 | — | 施設の運営委員会などに多くの市民が参画することで、建て替えなどについて意見をもらい、それを基に方向性を決めることで、地域の市民にも責任感が出ると思う。地域市民との公民連携は再配置計画の推進に必要不可欠だと思うので、多くの市民の意見を聴き、理解を得て進めてほしい。 | C | 今後は、令和8年度を始期とする後期実行プラン策定のため、市民の皆様との意見交換を実施していく予定です。多くの意見をいただけるよう、実施できる機会を検討していきます。 |
| 69 | 第3章 | — | 公民連携の取り組みを定めた第3章が中心の計画に思えるが、この取り組みで地元事業者を育成していくことが重要であり、ノウハウを持つ市外の民間事業者から地元事業者が学ぶ機会としてほしい。 | C | 地元事業者に公民連携の取組みを経験していただき、ノウハウを身に着けていただくことで、業務の幅を広げるとともに、市内事業者が中心となった公民連携事業にもつながると考えています。 |